

奈良県道路交通法施行細則及び放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宜

奈良県公安委員会規則第5号

奈良県道路交通法施行細則及び放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則

(奈良県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第17条の2中「別記様式13号の2」を「別記様式第13号の3」に改め、同条を第17条の3とする。

第17条の次に次の1条を加える。

(是正命令)

第17条の2 公安委員会は、法第74条の3第8項の規定により是正のために必要な措置をとるべきことを命ずるときは、命令書（別記様式第13号の2）を交付して行うものとする。

別記様式第13号の2中「第17条の2の関係」を「第17条の3関係」に改め、同様式を別記様式第13号の3とする。

別記様式第13号の次に次の1様式を加える。

別記様式第13号の2（第17条の2関係）

奈良県公安委員会達第 号
命 令 書
年 月 日
住所 殿
奈良県公安委員会 印

道路交通法第74条の3第8項の規定により、下記の措置をとることを命じます。

記

是正すべき事項	
命令の理由	

(教示事項)

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

----- き り と り -----

受領文書	年 月 日付け	奈良県公安委員会達第 号
受領者	受領年月日 被処分者との関係	年 月 日 氏名
取扱者	所属	階級 氏名

(放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正)

第2条 放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則（平成17年7月奈良県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号及び別記様式第11号中「第119条の2第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。

別記様式第16号中

- 「
- 修了証明書又は認定書
 - 住民票の写し
 - 登記事項証明書
 - 診断書
 - 誓約書
 - 写真2枚（うち1枚貼付）
- 」

を

- 「
- 修了証明書又は認定書
 - 住民票の写し
 - 診断書
 - 誓約書
 - 写真2枚（うち1枚貼付）
- 」

に改める。

別記様式第17号中「第119条の2第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則により作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。